

長崎市告示第618号

長崎市障害者支援施設等に準ずる者の認定基準を次のように定める。

平成25年9月3日

長崎市長 田上 富久

長崎市障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者の認定の基準は、次のとおりとする。

- 1 市内に存する障害者支援施設等で組織し、かつ、障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する者をいう。）の就労機会の確保等の活動又は事業を行う団体
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
- 3 次に掲げる要件の全てを満たす事業所
 - (1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）又は法第69条に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）である法第43条第1項に規定する労働者（以下「労働者」という。）の数（法第43条第3項に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）にあつては、当該短時間労働者の数に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数。以下同じ。）を合計した数（以下「障害者数」という。）が5人以上であること。
 - (2) 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が100分の20以上であること。
 - (3) 障害者数のうちに法第2条第3号に規定する重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が100分の30以上であること。
- 4 法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- 5 法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

附 則

この基準は、告示の日から施行する。